用する場合を含む。）、第三十五条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令において準用する場合、同法第三十五条第五項において準用する場合、同法第四十四条の四第一項の規定に基づく政令において適用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）、第五十条第一項（同項の規定により都道府県知事が当該職員に同法第三十五条第一項に規定する措置を実施させる場合に限る。）並びに第五十条第十項

四十三～五十一　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十一条第一項及び漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十一条の規定に基づき、漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十七日

農林水産大臣　野村　哲郎

漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正前

別表第一（第五十一条関係）

漁業の区分	割合
一　（略）	（略）
二　第二号漁業	
(一)　（略）	（略）
(二)　流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道桧山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものを除く。）	（略）
(三)～(五)　（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
(六)～(八)　（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（削る。）	（削る。）
(九)　（略）	（略）
(十)　はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業であつて(六)から(九)までに掲げるもの以外のもの	（略）
(十一)　（略）	（略）

改正後

別表第一（第五十一条関係）

漁業の区分	割合
一　（略）	（略）
二　第二号漁業	
(一)　（略）	（略）
(二)　流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業	
(三)～(五)　（略）	（略）
(六)　はえ縄を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業	（略）
(七)～(九)　（略）	（略）
(十)　釣りによつてさばをとることを目的とする漁業	百分の百
(十一)　ぶり飼付漁業	百分の百
(十二)　（略）	（略）
(十三)　はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業であつて(六)から(十三)までに掲げるもの以外のもの	（略）
(十四)　（略）	（略）